

# 森林整備業務入札参加資格審査事務処理要領

平成13年3月30日制定

【最終改正 平成29年9月1日】

(目的)

第1 この要領は、平成13年長野県告示第139号「長野県の発注する森林整備業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格(以下「告示」という。)」第3に定める森林整備業務の競争入札に参加を希望する者の資格審査に関する事務処理に必要な事項を定める。

(申請書の受付場所)

第2 長野県森林整備業務入札参加資格審査実施要綱(平成13年3月30日付け12林政第456号林務部長通達、以下「要綱」という。)の第2第2項による申請書は、必要とされる書類が具備されている場合は主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地域振興局林務課を経由し、林務部森林政策課へ送付するものとする。

(資格の審査)

第3 申請者から提出された申請書は、その内容について審査を行い、その結果入札参加資格を有することとなる者については、森林整備業務入札参加資格者名簿(別紙様式1)に登載し、その旨を森林整備業務入札参加資格確認通知書(別紙様式2)により申請者に通知する。

(必要な資格要件)

第4 入札参加資格を有する者は、次の全ての要件を満たしていることとする。

## 1 法人登記簿謄本による審査(法人の場合)

資本金(出資金)200万円以上を有している法人であること。

ただし、建設業の許可を受けている法人以外の者で200万円に達しない場合は、同等の資金調達能力を有していることが判断できる書類を提出する。これにより、契約の履行について事業主として財政上の責任を負うことができる者であることを確認する。

## 2 後見登記等に関する登記事項証明書及び市町村役場が発行する身分証明書による審査(個人の場合)

成年後見登記の状況の証明書により、成年被後見人・被保佐人でないことを、身分証明書により破産者でないことを審査する。

## 3 納税証明書による審査

県税及び個人にあつては市町村・県民税(住民税)の滞納がない者であること。これにより、契約の履行について事業主として財政上及び法律上の責任を負うことができる者であることを確認する。

## 4 申請書による審査

### (1) 経営状況及び経営内容

申請書の経営状況及び経営内容欄への記載内容により、経営状況判断の資料

とする。

ただし、その内容により入札参加資格の有無を判断するものではない。

(2) 自己資本等の額（個人の場合）

建設業の許可を受けている者以外の個人事業主にあつては、200万円以上の自己資本又は資金調達能力を証明する書類で確認する。

(3) 森林整備業務の実績

長野県森林整備業務入札制度合理化対策試行要綱第9の(6)技術的適正を判断するために設けたものであり、施工実績により入札参加資格の有無を判断するものではない。

(4) 従業員等の内訳

① 業務管理者の実務経験

- ・従業員である場合には、常時雇用であること  
健康保険被保険者証等により確認する。
- ・森林整備業務等（公共建設工事を含む）の現場管理に係る実務経験を有する者その業務内容は、森林整備業務技術者名簿の「主な現場管理業務の経歴」欄で確認する。

② 専門技術者の資格要件

- ・従業員である場合には、常時雇用であること  
健康保険被保険者証等により確認する。
- ・要綱別表1の2の資格要件欄に掲げる資格を有する者  
その資格については、資格認定証書の写し等により確認する。  
なお、要綱別表2（別表1の2専門技術者⑥に規定する長野県知事が認め  
た者）の2の資格等欄に規定する「これに準ずる者」とは次のとおりとす  
る。

ア 要綱別表2の1(2)のア若しくはイの職務については「専門的な指導監督を含めた森林整備業務（平成13年長野県告示第139号第1に規定する森林整備業務の内、地拵え、植栽、下刈り、枝打ち、除伐及び間伐の施業について公的機関が発注する工事の経験を有すること。（次のイの森林整備業務も同じ。）」もこれとみなす。

イ 要綱別表2の1の受験資格を有する者以外で、専門的な指導監督を含めた森林整備業務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が8年以上に達する者

③ 技術作業員数

- ・従業員である場合には、常時雇用であること  
森林整備業務技術者名簿の「雇用年数」欄及び健康保険被保険者証等により確認する。
- ・専門技術者と合わせ、現場に配置できる人員が3名以上であること。  
申請書の技術職員の内訳欄及び森林整備業務技術者名簿により確認する。

(5) 社会保険等への加入状況

加入が義務付けられている労災保険、雇用保険、健康保険等及び年金制度に加入していること。

なお、任意適用となっている個人事業主等にあつては判断の対象としない。

① 労働者災害補償保険（労災保険）

労災保険は、労働者の負傷・疾病等の補償を行うため、官公署等以外の労働者を使用するすべての事業に適用（労災保険法第3条）されているため、加入の状況により判断する。

② 雇用保険

雇用保険は、労働者の生活安定を図るために労働者を雇用する事業所すべてに適用されている（雇用保険法第5条）ため、その加入の状況により判断する。なお、日雇労働者及び4ヶ月以内の季節的雇用者は適用除外（法第6条）となっている。

③ 健康保険・国民健康保険

被保険者の生活安定のため、業務外の疾病・負傷等に対して保険給付を行う社会保険制度には健康保険と国民健康保険がある。

林業を行う法人は健康保険の強制適用事業所となっているため、健康保険及び国民健康保険のそれぞれの加入者の合計で判断する。

(6) 労働衛生管理体制

従業員数や作業の内容等により法令等で選任が義務付けがされている法人にあつては、次の資格者がいる法人であること。

○ 安全管理者・衛生管理者の選任

・安全管理者…常時50人以上の労働者を使用する事業場において、一定の資格を有する者から選任する。（労働安全衛生法第11条、同法施行令第3条）

・衛生管理者…常時50人以上の労働者を使用する事業場において、一定の資格を有する者から選任する。（労働安全衛生法第12条、同法施行令第4条）

○ 安全衛生推進者の選任

小規模事業場における安全衛生水準の向上を図るため、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場において一定の能力を有する者（講習修了者）から選任する。（労働安全衛生法第12条の2、同法規則第12の2）

○ 各種作業主任者の選任

作業主任者の配置が義務付けられている作業にあつては、作業場単位毎に必要な資格を有している者から選任する。（労働安全衛生法第14条、同法施行令第6条）

主な選任対象の業務	必要な資格
機械集材装置による集材	林業架線作業主任者免許保持者
高さ2 m以上の地山の掘削	地山の掘削作業主任者技能講習修了者

高さ 2 m 以上のはい付け	はい作業主任技能講習修了者
小型移動式クレーンの運転	小型移動式クレーン運転技能講習修了者
吊り上げ荷重 1 t 以上のクレーンの玉掛け	玉掛け技能講習修了者

(7) 労働基準監督署等から受けた安全衛生に関する重要な指導等

競争入札等に参加する業者を選定する際に法人の安全衛生管理体制の状況を確認するためのものであり、入札参加資格の有無を判断するものではない。

(8) 労働災害の発生状況

労働災害の発生状況の有無を確認する。

(9) 林業機械保有台数

発注する業務の設計上必要としている林業機械の種類を保有している者であること。なお、機械の種類毎の台数は問わない。

(入札参加の停止等)

第5 入札参加資格を有する者への入札参加停止又は選定の取消しの措置は「長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領」により行うものとする。